

要 請 書

令和7年 11 月

厚木基地騒音対策協議会

厚木基地騒音対策協議会

会員

神奈川県知事	黒岩 祐治 (会長)
横浜市長	山中 竹春
相模原市長	本村 賢太郎
藤沢市長	鈴木 恒夫
茅ヶ崎市長	佐藤 光
大和市長	古谷田 力
海老名市長	内野 優
座間市長	佐藤 弥斗
綾瀬市長	橘川 佳彦
町田市長	石阪 丈一
神奈川県議会議長	長田 進治
神奈川県議会議員	藤代 ゆうや
神奈川県議会議員	相原 しほ
神奈川県議会議員	京島 けいこ
神奈川県議会議員	谷口 かずふみ
神奈川県議会議員	阿部 将太郎
神奈川県議会議員	松長 泰幸
横浜市議会議長	渋谷 健
相模原市議会議長	大槻 和弘
藤沢市議会議長	山口 政哉
茅ヶ崎市議会議長	岸 正明
大和市議会議長	山田 己智恵
海老名市議会議長	戸澤 幸雄
座間市議会議長	熊切 和人
綾瀬市議会議長	齊藤 慶吾
町田市議会議長	木目田 英男

顧問

衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
参議院議員
参議院議員
参議院議員
参議院議員
参議院議員
参議院議員
参議院議員

阿部 知子
星野 剛士
太 栄志
あかま 二郎
長友 よしひろ
河野 太郎
後藤 祐一
大塚 小百合
三原 じゅん子
松沢 成文
三浦 信祐
浅尾 慶一郎
牧山 ひろえ
かごしま 彰宏
脇 雅昭
初鹿野 裕樹

令和7年11月 日

様

厚木基地騒音対策協議会

会長（神奈川県知事）

黒 岩 祐 治

厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音
の解消等に関する要請

厚木基地周辺においては、長年にわたり航空機騒音が生じており、特に、昭和57年2月からは、厚木基地において空母艦載機着陸訓練が実施されるようになり、騒音被害が激化してきました。

このような状況を踏まえ、昭和63年8月に当協議会を設立し、空母艦載機による騒音被害の解消を目指し、精力的に取り組んできたところです。

その結果、これまでに、硫黄島における代替訓練施設の整備、デモンストレーションフライトの廃止といった騒音軽減策が図られ、そして、平成30年には、空母艦載機移駐が実現しました。

移駐完了から7年が経過し、厚木基地周辺の騒音状況には明らかな変化が見られており、航空機騒音に長年苦しんできた厚木基地周辺住民の皆様が、静かで安心して暮らせる環境に改善されつつあります。

一方で、移駐後も厚木基地にジェット戦闘機が飛来した際には騒音が発生し、基地周辺住民の生活に影響を与えています。

また、恒常的訓練施設についても、整備が進められているものの、今後も空母艦載機着陸訓練の際には厚木基地が予備基地に指定されうるとされています。よって重大な騒音被害が発生する懸念は完全には払しょくされていません。

さらに、本年9月には硫黄島の噴火の影響から、空母艦載機着陸訓練が岩国基地で実施されましたが、今後の訓練は、確実に硫黄島で実施されるよう、日米両国政府が連携した更なる対応が必要と考えます。

そこで、当協議会としては、空母艦載機移駐後の厚木基地周辺住民の負担軽減を確実なものとするため、特に次のことを実施するよう要請いたします。

また、文書にてご回答くださいますよう併せてお願いいたします。

1 空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面実施すること

貴職におかれては、人口密集地にある厚木基地周辺住民が被ってきた深刻な騒音被害を深く認識され、全ての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、厚木基地において決して実施しないよう要請します。

そのために、硫黄島での訓練にあたっては十分な予備日の設定等、運用に関して積極的な調整を米側と行うとともに、国が実施している支援態勢の一層の拡充に努めることなどにより、予備施設で着陸訓練を実施することがないよう、体制を整えることを要請します。

2 恒常的訓練施設を整備すること

空母艦載機着陸訓練の恒常的訓練施設については、貴職の責任において早期に整備し、速やかに運用を開始するよう、また、厚木基地の騒音状況への影響について適時適切に情報提供するよう要請します。

3 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うこと

空母艦載機移駐後の基地負担軽減を確実なものとし、長年にわたり基地負担を負ってきた厚木基地周辺住民が移駐の成果を実感するためには、的確な情報提供が必要です。

そのために、貴職におかれては、次のことに取り組むよう要請します。

- (1) 厚木基地の運用の現状及び今後の見通しについて、米側と必要な協議を行ったうえで、関係自治体に対して情報を提供するとともに、住民に対して十分な説明を行うこと
- (2) 厚木基地周辺における騒音状況について、国の責任において検証を行い関係自治体に対して定期的に情報を提供するとともに、住民に対して十分な説明を行うこと
- (3) 空母艦載機着陸訓練に限らず、激しい騒音の発生が予想される空母艦載機の飛行が万が一にもある場合には、速やかに関係自治体に対して情報を提供するとともに、住民に対して十分な説明を行うこと